

## 地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律要綱

世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することにより支え合う社会を回復することが我が国が直面する重要な課題であることに鑑み、税制の抜本的な改革の一環として、地方における社会保障の安定財源の確保及び地方財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から、地方消費税の使途の明確化及び税率の引上げを行うとともに、消費税に係る地方交付税の率の変更等を行うこととし、次のとおり地方税法及び地方交付税法の一部を改正するものとする。

### 第一 地方税法に関する事項

- 一 地方消費税の税率を次のとおり引き上げる。(第七十二条の八十三関係)
  - 1 平成二十六年四月一日から六十三分の十七(消費税率換算一・七パーセント)
  - 2 平成二十七年十月一日から七十八分の二十二(消費税率換算二・二パーセント)
- 二 消費税に係る六月中間申告書を提出することを要しない事業者であつて、六月中間申告書を提出する旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出した事業者については、その提出期限までに、当該申告書に記載された金額、当該金額に六十三分の十七(平成二十七年十月一日から七十八分の

二十二) を乗じて得た金額その他必要な事項を記載した申告書を道府県の知事に提出し、その申告した金額に相当する譲渡割を当該道府県に納付しなければならないものとする。 (第七十二条の八十七 関係)

三 道府県は、地方消費税の清算を次のとおり行うものとする。 (第七十二条の百十四関係)

1 当該道府県に納付された譲渡割額に相当する額及び国から払い込まれた貨物割の納付額の合算額の十七分の十(平成二十七年十月一日から二十二分の十)に相当する額から国に支払った徴収取扱費の額を減額した額について、地方消費税の清算を行う。

2 1の合算額の十七分の七(平成二十七年十月一日から二十二分の十二)に相当する額について、地方消費税の清算を行う。

四 道府県は、三の2の清算後の額の二分の一に相当する額を、当該道府県内の市町村に対し、官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町村の人口で按分して交付するものとする。 (第七十二条の百十五関係)

五 道府県は三の2の清算後の額から四により市町村に交付した額を控除した額を、市町村は四により道

府県から交付を受けた額を、それぞれ消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする。 （第七十条の百十六関係）

## 第二 地方交付税法に関する事項

消費税の収入額に対する地方交付税の率を次のとおり変更すること。 （第六条関係）

- 一 平成二十六年から二十二・三パーセント（消費税率換算一・四〇パーセント）
- 二 平成二十七年度から二十・八パーセント（消費税率換算一・四七パーセント）
- 三 平成二十八年度から十九・五パーセント（消費税率換算一・五二パーセント）

## 第三 その他

一 この法律の公布後、地方消費税率の引上げに当たつての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第一の一の1及び2の地方消費税率の引上げのそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずるものとする。 （改

正法附則第十七条関係)

二 その他所要の規定の整備等を行うこと。

三 前記第一の六は公布の日から、第二の二は平成二十七年四月一日から、第一の一の二は同年十月一日から、第二の三は平成二十八年四月一日から、その他は平成二十六年四月一日から施行すること。